

都市計画区域マスタープラン見直し基本方針（素案）※ に係る主な意見及びその対応等

※第6回専門委員会時点案

1 第6回専門委員会（9/13）の意見とその対応等

No.	意見の概要	頁	対応等
5	<ul style="list-style-type: none"> ● p. 23「2 グリーンインフラの活用の推進」において「<u>自然環境を適切に保全し、健全な生態系ネットワークの形成を図る</u>」となっているが、これでは、あくまで<u>生物を守る視点しか表現されておらず、不十分である</u>。兵庫県は自然の豊かさや山が低いという特性から、野生動物の生息域と農地や集落など人の活動域の距離が極めて近いという地理的特徴があるため、他県で考えられるような対策では人命や財産を守れない。<u>都市近郊や集落周辺の土地を適切に利用して管理することによって、野生動物と人が棲み分ける土地利用を実現することが極めて重要である</u>。 	23 24	<p>【原案を修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● p. 23「生態系ネットワークの形成」を、自然環境を保全・再生し、これらを有機的に繋ぐことで生物多様性の保たれた県土を形成する旨に修正した上で、p. 24「3 森林の整備・保全」の2点目に「<u>野生動物との共存</u>」を追加し、「<u>里山の整備による緩衝帯の形成や土地の適正な利用と管理を通じて、人と野生動物との棲み分けを図る</u>」旨を記載。
6	<ul style="list-style-type: none"> ● p. 31の阪神地域の重点テーマ「2 <u>大阪湾バイエリアの活性化</u>」について、西宮も尼崎もバイエリアは人の流れが良くない。物流施設はあまり雇用を生まないの、人を呼び込む効果は少ない。活性化を考えると、産業立地の観点だけで人の要らないような工場ばかり建つのは問題だ。<u>土地利用や規制とも関係すると思うので、「人の交流の促進」という視点をもう少し表現できるとよい</u>。 	31	<p>【原案を修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>マリノレジャーやアクティビティ拠点の形成等、人の流れを生み交流を促進する官民の取組と連携を図り…</u>」に修正。
7	<ul style="list-style-type: none"> ● p. 46の但馬地域の重点テーマ「<u>自然環境の保全と生態系ネットワークの形成</u>」には<u>自然を守るという考え方しか表現されていないように見える</u>。生態系のことを書く際には、特に但馬は熊との共生に苦労している地域なので、<u>野生動物対策として、「適切な土地の利用と管理」を加えられたい</u>。 	46	<p>【原案を修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該テーマにおいて、都市計画との関連性が低いグリーンツーリズムの振興に係る内容を削除し(都市計画ビジョンや都市計画区域マスタープラン本文には記載予定)、「<u>里山の整備による緩衝帯(バッファゾーン)の形成や土地の適正な利用と管理を通じて、人と野生動物との棲み分けを図る</u>」を追加。
8	<ul style="list-style-type: none"> ● p. 48の丹波地域の課題において、「<u>地球温暖化の影響を受け、生物多様性の損失が危惧</u>」とあるが、<u>生物多様性の損失は、現在、アンダーユース(人が土地をあまり利用しなくなって撤退すること)によって生じている</u>。開発は様々な規制によってコントロールができており、むしろ、水田が耕作放棄されることにより湿地が喪失し、水生生物が失われるといったことが主因である。「<u>自然環境との共生</u>」に<u>不可欠な野生動物との共存は、土地利用の問題であるから、課題として書き加えるべきである</u>。 	48 51	<p>【原案を修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● p. 48の丹波地域の課題「<u>自然環境との共生</u>」において、生物多様性の背景として挙げていた「<u>地球温暖化の影響を受け</u>」を「<u>農地や森林の管理放棄等を背景として</u>」に修正。併せて、p. 51の丹波地域の重点テーマの1点目「『森』の保全と活用」において、「『森』を保全・整備することで…<u>生物多様性を維持することや「野生動物共生林による人と動物との棲み分けを図る</u>」旨を追記。また、3点目のテーマ「<u>美しい農村・田園景観と農地の保全</u>」において、「<u>農地の保全と適正な維持管理等を推進し…生物多様性の保全など多面的機能の維持を図る</u>」旨を追記。

1 第6回専門委員会（9/13）の意見とその対応等

No.	意見の概要	頁	対応等
9	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>都市計画と関連施策との連携が重要になってきている。市町、県民局、関連部局との協議がより重要になると思うので、これからしっかり協議して、ボトムアップの意見をどんどん受け入れて、この案から柔軟に変えてよい。</u> 	-	<p>【意見への回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>本見直し基本方針(案)について、県の本庁各部や県民局のまちづくり部局及び神戸市を含む県内市町の意見を聴き、案の修正・追加等を行った。</u> ● <u>今後、都市計画ビジョンや都市計画区域マスタープランの策定に当たっても、改めて庁内や市町の意見を聴いて取り入れ、適切に連携・調整を図っていく。</u>
10	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>市町のまちづくりの方針とのすり合わせを行い、組織的にも連携し、都市計画区域マスタープランと市町の計画とが相まって、実効性を持って進められたい。実行部隊となる行政部門が都市計画区域マスタープランと整合的に動くことが重要。</u> 	-	
11	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>用語の使い方(定義)を改めて点検・整理されたい。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「再編」、「共生」(共存)、「グリーンインフラ」など。 ・歴史的なまちなみの保全と「創造」は、保全と「活用」等が一般的ではないか。 	-	<p>【原案を修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>ご指摘の用語に関しては以下のとおり対応。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の「再編」→「見直し」(p. 25) ・「グリーンインフラ」:注釈を追加(p. 21) ・「共生」(相互作用がある)、「共存」(相互作用がない)を書き分け(p. 23ほか) ・歴史的なまちなみの保全と「創造」→「活用」(p. 45, 46) ● <u>今後、都市計画ビジョンや都市計画区域マスタープランの案を作成する上でも、用語の使い方や定義について点検・整理していく。</u>
12	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>目指すべき都市づくりの方向性(目標)と都市計画の手法の関係を整理した4象限マトリクス分析における縦軸(目標)のバクトルが理解しにくい。</u> ● <u>ハードかソフトかといった分類ではなく次元として表現すると複雑な情報になる。重要なら整理すればよいが、重要なのは横軸(手法)なので、少なくとも「軸」にはせず「箱」にするとか、整理の仕方を考えられたい。</u> 	93 ～ 96	<p>【原案を修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>「県が目指すべき都市づくりの方向性」の各項目について、実現するために活用が想定される都市計画的手法との対応を示す表として再整理した。なお、同整理表は参考資料編に掲載する。</u>

2 県関係課・県民局等及び市町の主な意見とその対応等

①都市計画区域マスタープランの構成の見直し

No.	意見の概要	頁	意見者	対応等
1	● <u>(仮称)ひょうごの都市計画ビジョンの作成</u> について、これまで都市計画区域マスタープラン中に全県共通事項として定めていた <u>二段構成をやめた経緯</u> をご教示願う。	3	姫路市	【原案を修正】 <ul style="list-style-type: none"> ● 神戸市決定の都市計画区域マスタープランには市域を越える内容を記載することが難しく、<u>全県の方針と神戸地域の都市計画区域マスタープランとの関係整理が課題</u>であった。また、<u>県が決定する6地域の都市計画区域マスタープラン</u>においても、<u>同じ内容がそれぞれに書かれており全体として冗長で分かりづらい</u>という課題もあった。
2	● <u>(仮称)ひょうごの都市計画ビジョンを新たにつくる明確な理由</u> を聞かせていただきたい。区分けは都市計画区域マスタープランの中でできなかったのか。	3	宝塚市	<ul style="list-style-type: none"> ● そこで今回、<u>全県共通の事項を都市計画区域マスタープランから独立させ</u>、<u>①全県域を対象とする広域の方針</u>であることを明確にして県民に分かりやすく示すとともに、<u>②神戸市決定を含む全地域の都市計画区域マスタープランとの関係を整理・明確化</u>することが主な目的である。この旨を見直し基本方針に追記する。

②県の目指すべき都市づくりの方向性

No.	意見の概要	頁	意見者	対応等
3	● <u>文化や芸術が都市づくりと深く関わっていることは、兵庫県の特色</u> であると感じており、 <u>都市計画区域マスタープランの目指すべき都市づくりの中に「文化・芸術の醸成」</u> を入れてほしい。	12 20 29	宝塚市	【原案を修正】 <ul style="list-style-type: none"> ● p. 20(1)「<u>兵庫の歴史・文化資源、自然環境、景観を活かしたまちづくり</u>」の1点目に次のとおり「<u>芸術</u>」を追記。 「本県の多様な自然と風土を背景とした優れた景観や自然環境、特色ある歴史、<u>文化・芸術</u>などの地域資源を活かした都市づくりに取り組む。」 ● なお、p. 29の<u>阪神地域における地域拠点の方針</u>において「<u>芸術・文化等の都市機能の集積</u>」を記載している。

2 県関係課・県民局等及び市町の主な意見とその対応等

②県の目指すべき都市づくりの方向性

No.	意見の概要	頁	意見者	対応等
4	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>①拠点の設定及び都市機能の役割分担、②交通ネットワークの強化について、神戸市の都市計画区域マスタープランにおいても拠点の位置づけを行うため、相互調整が必要かと思われる。また、市町マスタープランのみに位置づけるものについて、広域調整は行われるのか。</u> 	15	神戸市	<p>【意見への回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>拠点の設定については、令和6年度、都市計画区域マスタープラン素案の段階で、市町に意見照会及び調整を行う予定であるが、市町マスタープランのみに位置付ける生活拠点、産業拠点(広域のものを除く)、地域内連携軸については、県による広域調整は想定していない。</u> ● <u>なお、市町マスタープランにおいてきめ細かな視点での拠点の設定を妨げるものではない。この趣旨については都市計画区域マスタープラン本文に記載する。</u>
5	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>拠点の設定について、あくまで県域を前提とした区分と設定であり、都市計画区域マスタープランにおける考え方と不整合を生じない範囲で、各市町マスでの拠点の区域と設定を制限するものではない旨を表記してほしい。</u> 	15	尼崎市	
6	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>「(1)産業ニーズに計画的かつアジャイルに対応」において、「産業立地に適した地区」の例示として「高速道路IC等の広域交通結節点の周辺」に「幹線道路沿道」を加えられたい。</u> (理由) ・製造業や中短距離物流施設にとっては高速道路を使用することがあまりなく、国道、県道等の広域幹線道路沿道の産業適地においても計画的な産業集積を認めるべきであるため。 	18	加西市	<p>【原案のとおり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>幹線道路沿道の一定のエリアが産業立地に適した地区たりうことは否定しないが、「幹線道路沿道」は指す範囲が相当広く、産業立地に適した「地区」の例示としては適当でない。</u>

③地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

No.	意見の概要	頁	意見者	対応等
7	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地域の④都市づくりの主な方針【目指すべき都市構造】「市街地以外」うち以下の項目につき、文面変更を提案する。 地域主導による集落の機能維持や地域の活性化を促進する ↓ 集落の機能維持や、<u>広域的に集落の機能を支え合う住民主体の地域運営体制の構築、地域活性化活動を促進する</u> (理由) 小規模集落が増加し、<u>集落単位での維持・活性化活動は困難になりつつあるため</u> 	30 35 40 45 50 55	県・地域振興課	<p>【原案を修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 提案のとおり修正する。

2 県関係課・県民局等及び市町の主な意見とその対応等

③地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

No.	意見の概要	頁	意見者	対応等
8	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>阪神地域の重点テーマ「2 大阪湾バイエリアの活性化」の1点目を次のとおり修正</u> <u>「～土地利用計画や規制を柔軟に見直す検討する」</u> (理由) ・見直しに当たり、必要な検討や調整が行われないように読めるため 	31	県・SDGs推進課	【原案を修正】 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>尼崎市意見のとおり修正</u> 「～バイエリアの活性化に向けた官民の取組と連携を図り、<u>周辺の土地利用に配慮しつつ</u>、土地利用計画や規制を柔軟に見直す」に修正。 ※上記文言を追加することにより、文末は現行の「見直す」のままでよい旨、県SDGs推進課に確認済
9	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>阪神地域の重点テーマ「2 大阪湾バイエリアの活性化」の1点目について、本市のバイエリア(臨海部)は工業専用地域であり多様な産業が集積している地域であることから、単に土地利用計画や規制を柔軟に見直すという記載ではなく、「周辺の土地利用に配慮しつつ」などの文言を追加されたい。</u> 	31	尼崎市	
10	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>阪神地域の重点テーマ「4 グリーンインフラを活かした防災力の向上」について、グリーンインフラに重点をおいて記載するのであれば、生物多様性の保全や都市環境の向上、地球温暖化対策などの多面的な視点が必要ではないか。</u> ● <u>例えば、都市農地についても雨水貯留の側面はあるが、本市においては、緑の保全、都市環境の向上の側面のほうが大きいと考えている。</u> 	31	西宮市	【原案を修正】 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>重点テーマの標題を「4 グリーンインフラを活用した都市の快適性・防災性の向上」に変更し、快適で高質な都市空間を形成する視点を追加する。</u>
11	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>播磨東部の市街地エリアにおける都市づくりの方針に記載している「用途純化にとらわれない土地利用の見直し」は、「土地利用の大きな方向性は不適切な用途の混在を避けることが基本だが、用途混在の過度な抑制は都市や経済の衰退につながるので、都市の適切な発展のために柔軟に用途地域等を見直す」という理解でよいか。「用途純化」の説明を補足されたい。</u> 	35	明石市	【意見への回答】 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>意図は明石市の意見のとおりである。</u> ● <u>想定される具体的手法としては、地区計画や特別用途地区等のほか、例えば大きくりに指定された第1種中高層住居専用地域のうち、拠点性を持ちうるエリアを部分的に第2種中高層住居専用地域に指定する等、一定の用途の混在を許容し、職住近接のまちづくりを進めることなどが考えられる。</u> ● <u>具体的手法に関しては、都市計画ビジョンや都市計画区域マスタープランの本文に記載する。</u> ● <u>なお、第6回専門委員会の意見を踏まえ「きめ細かな土地利用の見直し」に修正する。</u>
12	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>播磨西部の市街地エリアにおける都市づくりの方針に「姫路市では、利便性の高い駅周辺等において、高度利用や、用途純化にとらわれない土地利用の見直し等により、高い人口密度を維持」とあるが、このうち、「用途純化にとらわれない土地利用の見直し」とは、どのように解釈すればよいか。</u> 	40	姫路市	

2 県関係課・県民局等及び市町の主な意見とその対応等

③地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

No.	意見の概要	頁	意見者	対応等
13	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>播磨東部地域の重点テーマ「4 加古川流域治水の推進」における特定都市河川指定に係る取組は、全国の河川流域において、法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践でもあるため、p. 36にだけ記述するのではなく、p. 21「5 県の目指すべき都市づくりの方向性」にも記述すべきではないか。</u> 	36 21	西脇市	<p>【原案を修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>播磨東部地域の重点テーマから「4 加古川流域治水の推進」を削除した上で、p. 21の「県の目指すべき都市づくりの方向性」のⅡ-1-(4)総合的な治水対策に、特定都市河川の指定を含む「流域治水関連法の施行等を契機とした水害リスクを踏まえたまちづくり」を全県的な視点として追加する。</u>
14	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>播磨東部地域の重点テーマ「4 加古川流域治水の推進」を重点テーマに挙げることは避けるべきだ。</u> ● <u>流域治水の考え方やその重要性は理解できるが、北播磨地域では一級河川加古川流域に市街化調整区域が広がっており、浸水イエローゾーンでの土地利用が厳しく規制されているなか、特定都市河川指定等により、さらに規制強化が行われると、市全体の衰退が懸念される。</u> 	36 21	小野市	
15	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>播磨東部地域の重点テーマ「4 加古川流域治水の推進」の項目の削除、特に特定都市河川指定や浸水被害防止区域の指定に関する記述の削除を強く要望する。</u> ● <u>特定都市河川の指定に懸念を示している自治体がある状況下で、特定都市河川の指定を進めることが県の方針である、と位置付けることに強い違和感がある。</u> また、<u>浸水に係る課題は播磨東部地域だけのものではない。</u> 	36 21	加西市	
16	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>播磨東部地域の重点テーマ「4 加古川流域治水の推進」について、加古川は現在特定都市河川には指定されておらず、また、特定都市河川指定が検討されているのは加古川流域だけではないため、播磨東部地域への記載については慎重に検討されたい。</u> 	36 21	加東市	

2 県関係課・県民局等及び市町の主な意見とその対応等

③地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

No.	意見の概要	頁	意見者	対応等
17	<ul style="list-style-type: none"> ● (播磨西部や但馬、丹波、淡路地域においてテーマとして挙げている)<u>「集落の地域コミュニティ維持」</u>については、<u>播磨東部地域(内陸部)も同様と考えるため、播磨東部地域の重点テーマへの記載を検討されたい。</u> 	36	西脇市	<p>【原案を修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>播磨東部地域の重点テーマ「4 加古川流域治水の推進」に代えて、「4 集落の地域コミュニティ維持」を記載し、内容は播磨西部、但馬、丹波、淡路地域と同一とする。</u>
18	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>播磨東部地域の重点テーマ「4 加古川流域治水の推進」に代えて、(播磨西部や但馬、丹波、淡路地域においてテーマとして挙げている)<u>「集落の地域コミュニティ維持」を記載いただきたい。</u></u> ● <u>タイトルは「地域コミュニティ維持と空家活用」とし、以下の内容を記載いただきたい。</u> 1点目:播磨西部地域と共通とする。 2点目:「<u>景観法や景観条例等の制度を活用し、市街地等に残る歴史的まちなみを保全しつつ、地域コミュニティ維持に係る住民主体の取り組みを支援する。</u>」 3点目:「<u>線引き後空家の増加が予想される市街化調整区域の空家活用については、空家促進特区等を活用し二地域居住や移住定住、起業支援を図る。</u>」 	36	加西市	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>加西市の2点目、3点目に係る意見については、区域マスの本文作成の際、他地域と敢えて書き分ける必要性も含めて検討する。</u> ● <u>市街化調整区域の土地利用に関しては、p. 35の播磨東部地域における目指すべき都市構造の市街地以外のエリアの方針に記載している。</u>
19	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>市街化調整区域の集落の活力維持についても重視する必要があることから、播磨東部の重要テーマとしてこのような方針の記載できないか検討されたい。</u> 	36	加東市	
20	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>播磨西部地域も耕作放棄地が増加しており、「農」の保全と健全な調和は重要であると考えます。そこで、播磨東部地域の重点テーマに記載されている「<u>都市的土地利用と農業的土地利用の適切なゾーニングのもと、「農」との健全な調和を前提とした計画的な土地利用を図る</u>」旨を追記できないか。</u> 	41	太子町	<p>【原案のとおり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>「農」の保全と調和は、「県の目指すべき都市づくりの方向性」(p. 24)にも挙げているとおり、どの地域においても必要なテーマであるが、特に播磨東部地域については、IC周辺等の市街化調整区域において産業団地の形成が進んでいること、また同地域において<u>区域区分廃止に向けた検討が行われていること等を踏まえ、重点テーマに設定している。</u></u>

2 県関係課・県民局等及び市町の主な意見とその対応等

③地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

No.	意見の概要	頁	意見者	対応等
21	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>但馬地域の地域拠点の方針</u>である「豊岡駅周辺において、～<u>高度な都市機能の集積を図る</u>」を「豊岡駅周辺において、～<u>都市機能の維持を図る</u>」に修正。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の「集積」を図る計画は無く、維持していくことが重要と考えるため 	44	豊岡市	<p>【原案を修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 但馬地域の地域拠点の方針を「豊岡駅周辺において、但馬地域全体の暮らしに必要な都市機能の集積・<u>維持を図る</u>」に修正する。 ● <u>豊岡市の公共施設等総合管理計画</u>において、<u>公共施設建築物の再編(統廃合、多機能化、広域化等)</u>についても触れられており、<u>将来的な都市機能の集積は想定されるため、「集積」は削除せず、「維持」を追加する。</u>
22	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>但馬地域の広域連携軸の方針</u>に、<u>但馬空港のアクセス強化について追記</u>されたい。 <p>(追記案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の交流や物流を促進するため、起点となる但馬空港へのアクセス強化を図る。 	44	県・空港政策課	<p>【原案を修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 但馬地域の広域連携軸の方針(p. 44)に、<u>コウノトリ但馬空港へのアクセス強化を追加</u>する。 ● <u>豊岡市提案の内容は都市計画ビジョンや都市計画区域マスタープラン本文に記載</u>する。
23	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>但馬地域における目指すべき都市構造の市街地エリアの方針</u>に<u>以下を追記</u>。 <p>「豊かな自然や歴史・文化等を活かした市街地の形成を図るとともに、<u>但馬地域の高速交流基盤であるコウノトリ但馬空港を拠点とした広域周遊観光ルートの形成、アクセス交通の充実、空港周辺の活性化により、国内外の来訪者との多様な交流・環流の拡大を図る</u>」</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流人口の増加や地域の活性化、滞在型観光等の広域的な交流を促進する上でコウノトリ但馬空港の役割は今後さらに重要となる。空港と近接する北近畿豊岡自動車道但馬空港ICとの一体的な広域公共交通ネットワークの強化が地域連携型都市構造の実現に寄与すると考えており、交流・環流の拡大を図る方法をより具体的に表現したい。 	45	豊岡市	

2 県関係課・県民局等及び市町の主な意見とその対応等

③地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

No.	意見の概要	頁	意見者	対応等
24	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>但馬地域の重点テーマ「2 地域資源を活かしたまちづくり」に以下のa又はbいずれかを追記できないか</u> <ul style="list-style-type: none"> a 路線バス、コミュニティバスやデマンド型交通等により公共交通ネットワークを維持・確保する【淡路地域の表現】 b 道路網の整備や鉄道の維持・活用等により一次交通の充実を図るとともに、ラストワンマイルを担うグリーンスローモビリティやレンタサイクル等の二次交通の整備を推進する【播磨西部地域の表現】 	46	豊岡市	【原案を修正】 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>観光客向けの交通施策として、bをベースに追記する。</u>
25	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>但馬地域の重点テーマ「4 集落の地域コミュニティ維持」において、「公共交通等の充実を促進する」を「交通体系の構築に努める」に修正できないか。</u> (理由) ・但馬地域においては、公共交通の維持確保が現状であり、充実を促進していくことは困難であると考えため 	46	豊岡市	【原案を修正】 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>「交通体系の構築や公共交通等の充実を図る」に修正する。</u> ※播磨東部、播磨西部、丹波、淡路地域も同様とする。
26	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>丹波地域の重点テーマにおいて、「防災」に関する視点を記載する必要はないか。</u> (理由) ・丹波地域は加古川水系に関連する地域で、山々に囲まれた地形であることから防災について様々な取組がなされているため 	51	丹波市	【原案を修正】 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>①緊急防災林を活用した土砂災害の防止や②農地の保全による雨水貯留浸透機能の確保といった防災に関する視点を追記する。</u>
27	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>淡路地域の重点テーマ「1 津波・高潮対策の強化」について、「津波防災インフラ整備計画」はR5年度で完了のため、ハード対策の推進は削除されたい。</u> (福良港湾口防波堤、福良港防潮堤等) 	56	県・港湾課	【原案を修正】 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>津波防災に関するハード対策に代えて、「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づく防潮堤のかさ上げ等を記載するとともに、津波対策として避難路の整備や、必要に応じ防災に配慮した土地利用を検討する旨を追記する。</u>
28	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>「県の目指すべき都市づくりの方向性」と「地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針」の星取り表について、「ユニバーサル社会づくりの推進」「子育てにやさしい都市づくりの推進」が、各地域の重点テーマと関係性がない整理となっているが問題ないか。</u> 	97	たつの市	【原案を修正】 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>ご指摘のとおり誤解を招く可能性があるため、基本方針の本編から削除し、参考資料編に掲載する。</u>
29	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>上記星取り表をあえて示さなくても良いように思う。「ユニバーサル社会づくりの推進」が重要視されてないと誤解を招く可能性があるように思う。</u> 	97	播磨町	